

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十九号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する
条例

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十一年十二月
奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。